

(別添3)

○ 心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給について（平成18年11月1日障発第1101004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障発第1101004号 平成18年11月1日 <u>一部改正 障発0426第7号</u> <u>平成25年4月26日</u></p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給について</p> <p>心臓疾患による心臓機能障害を有する身体障害者及び児童（以下「心臓機能障害者等」という。）に対して、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第58条第1項に基づき自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給を行っているところであるが、今般、新たに心臓移植術を当該支給の対象として加えることとしたので、実施にあたり次の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、昭和45年10月21日社更第89号厚生省社会局長通知「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>第一 心臓機能障害者等に対する障害者総合支援法第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）の適用について 1～3 （略）</p> <p>第二 （略）</p>	<p style="text-align: right;">障発第1101004号 平成18年11月1日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給について</p> <p>心臓疾患による心臓機能障害を有する身体障害者及び児童（以下「心臓機能障害者等」という。）に対して、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第58条第1項に基づき自立支援医療（育成医療・更生医療）費の支給を行っているところであるが、今般、新たに心臓移植術を当該支給の対象として加えることとしたので、実施にあたり次の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、昭和45年10月21日社更第89号厚生省社会局長通知「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付について」は、本通知の施行に伴い廃止する。</p> <p>第一 心臓機能障害者等に対する障害者自立支援法第五十八条第一項に規定する自立支援医療（育成医療・更生医療）の適用について 1～3 （略）</p> <p>第二 （略）</p>